

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	あさひかわ北彩都ガーデン(右岸等)	所在地	旭川市宮前2条1丁目
設置目的	都市環境の改善, 防災, 良好な景観形成に寄与すると共に, 市民レクリエーション及びスポーツ活動並びにコミュニティ活動の場の充実を図るなど, 緑豊かで快適な都市空間を形成するため, 多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地を計画的に配置する。		
規模	都市公園のうち地区公園(宮前公園), 水系緑地(神楽橋下流右岸広場)及び都市緑地(旭川駅南緑地及び北彩都プロムナード緑地に限る。)2箇所28, 27ha	設置年月日	

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	(1) 公園施設等の維持管理に関すること (2) 公園の使用料の徴収業務 (3) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R元	65,357 千円	
			R2	66,055 千円	
			R3	66,264 千円	
			R4	66,264 千円	
			R5	66,651 千円	

3 総合評価

施設所管部の評価(1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	<p>【導入効果】</p> <p>① 経費の節減：管理経費は、直営時（H28年度まで）と比較して、施設数・管理面積増により増加傾向にあるが、点検費や簡易修繕など効率良く実施され経費の節減が図られている。</p> <p>② 課題として物価高騰に伴う経常費の上昇に伴い、効率的な事業の展開（経費の節減）や限られた予算を補完するための収益事業の実施、多様な公園の利活用へのニーズへの柔軟な対応による公園の利用促進事業の展開</p>
	今後の管理形態	<p>■ 指定管理者制度 □ 直営</p>
	理由	<p>① 指定管理者制度は、直営委託としていた「施設管理・清掃・保守点検・芝刈り」などから、権限を指定管理者に委任し、多岐にわたる業務を包括的に行わせた結果、市の事務管理の軽減や利用促進が図られた。</p> <p>② ガーデンサポーター等、市民協働による施設維持管理のノウハウの蓄積とその活用を推進することができた。</p> <p>以上、現状及び直営とした場合に生じる課題を検討した結果、引き続き指定管理者制度を継続することが適当であると判断できる。</p>
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<p>■ 公募 □ 非公募</p>
	非公募の場合、その理由	
今後の改善点		
<p>① 公園利活用に関するニーズの把握と、ニーズに即した利用促進事業の展開及び利便性及び管理の効率性の向上の推進。</p> <p>② 厳しい経済状況の中、施設管理の効率化及び経費の節減の検討。</p> <p>③ 利用者増に向けたインセンティブを働かせるための利用料金制度の検討。</p> <p>④ 公共施設としての、公益性の高い公園管理を維持しつつ、収益事業の展開の推進を両立させ、自主財源の獲得の検討も積極的に取り組むことが求められる。</p>		
制度所管部等の評価(2次評価)	<p>適正に管理運営がなされているとともに、ボランティア活動の受入や、施設等の使用期間の延長など市民ニーズに対応し、サービス向上及び利用者増に向けた柔軟な取組を行っており、指定管理者制度のメリットが認められるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が適当である。</p> <p>今後も引き続き、大きく落ち込んだ利用者の獲得に積極的に取り組むと共に、厳しい財政状況の中、公園としての機能を維持していくためにも、自主財源の確保に向けた取組の検討が望まれる。</p>	